



(株)経営ソフトリサーチ

機関会員の皆様へ

JRSニュース VOL-81 (2015/7)

《今回のテーマ》は

「東芝不適切会計」と内部統制

お客様とお会いする時の参考情報としてご利用ください

(株)東芝は、金融庁への内部告発に端を発した「不適切会計」について、証券取引等監視委員会からの報告命令（金融商品取引法第26条による）に基づき、7月21日「第三者委員会の調査報告書全文及び当社の今後の対応及び経営責任の明確化について」を発表した。

本報告によれば、2008年度～2014年度第3四半期までの税引前損益の要修正額は累計▲1518億円、年度別には、2012年度が最大で▲858億円となっている。この間の税引前利益5650億円と比較すれば、不適切会計の金額は約3割近くにも相当する大きな金額で、また、2012年度の連結当期純利益775億円を勘案すると、当該年度は赤字に転落する可能性がある。

具体的には、電力・社会インフラ等長期プロジェクトに係る工事進行基準の会計処理における意図的な損失先送り▲477億円、パソコンの部品取引における利益の過大計上▲592億円、半導体の在庫価値の過大評価▲360億円等となっている。

調査報告書では、不適切な会計処理が発生した直接的な原因として、①組織トップらの関与を含めた組織的な関与、②当期利益至上主義と目標必達のプレッシャー、③経営者における適切な会計処理に向けての意識または知識の欠如等が挙げられている。また間接的な原因として、経理部・財務部・経営監査部等内部統制部門による内部統制がうまく機能せず、監査委員会・会計監査人による統制機能によっても是正されなかつたことが指摘されている。社内外の取締役で経営をチェックする監査委員の中には利益水増しを認識していた人もいたが、委員会で審議するなど問題として取り上げた形跡はなかったとして、第三者委員会は「内部統制は機能していなかつた」と指摘している。

しかし、なぜ組織トップらの組織的な関与が継続的になされていたのか、なぜ内部統制が有効に機能しなかつたのか、なぜ7年間もの長期にわたり監査法人によるチェック・歯止めが効かなかつたのかは本報告書では明らかにされていない。

内部統制とは、企業内で業務の有効性や効率性を高めたり、財務諸表の信頼性を担保したり、法令順守や資産の保全を図ることをいう。

日本では、2002年成立の米国の「企業改革法（サーベンス・オクスレー法）／SOX法）を参考に、日本版SOX法と称される「金融証券取引法」を2006年に制定し、経営者に内部統制の整備状況や有効性を評価した「内部統制報告書」の提出を義務付け（四半期単位）、監査証明も必要とした。

東芝は、2003年いち早く社外取締役中心の「委員会設置」会社へ移行し、「企業統治の優等生」といわれていたが、今回の「不適切会計」により「企業統治」は仕組みだけで全く機能していなかつたことが露呈した。今後、8月中旬に新経営陣等の新体制を公表し、8月末日までに過去の決算の修正と、未だ確定していない2015年3月期決算の有価証券報告書を提出する。

証券取引等監視委員会は、提出された有価証券報告書等を基に、罰則処分も含め検査を本格化する。

内部統制、コーポレート・ガバナンスは、体制・仕組みを整えるだけでは実効性が保てない。形骸化すれば不正の余地も生まれる。今回の「東芝不適切会計」はそれを示した。

企業規模の大小を問わず、日本の企業に大きな課題を投げかけている。

JRS 経営情報の中から、次に掲げるコンテンツを参考にしてください。

○内部統制システムの概要	(2006-2565)
○内部統制システムの4つの目的	(2007-1418)
○内部統制システムがないときのリスク～不祥事によるブランド失墜	(2007-1419)
○粉飾決算が発覚してしまった	(2006-2204)
○工事進行基準の導入で正確な経営判断	(2014-0508)
○収益の認識と計上	(2011-0736)

()内は情報番号です

なお、お客様にコンテンツを提供される場合には、最初のページに「サンプル」と表示してください。また、お探しの情報が不明な場合はご連絡ください（☎0120-89-0240）。